

令和6年度高館放課後児童クラブの利用について 保存版

	項 目	放課後児童クラブ
1	利用 できる 方	・ 1年生から6年生までの登録児童
2	利 用 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 4 時 30 分まで利用の場合 月額 1,500 円 (11 月から 2 月は午後 4 時まで) ・ 午後 6 時まで利用の場合 月額 3,000 円 ・ 延長利用の場合 (別途加算) 月額 1,000 円
3	利 用 可 能 日	・ 月曜日から金曜日
4	平 日 の 利 用 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業終了後～午後6時まで ※午後 4 時 20 分(11～2月は午後 4 時)以降は迎えが必要。 ※午後 7 時まで利用できます。(別途加算：回数に関わらず午後 6 時を超えた場合、申請が必要となります。)
5	土 曜 日 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童：①土曜登録：就労等により留守家庭となる小学生児童。 ②一時利用：一時的に留守家庭となる小学生児童。 ※②利用は、定員の空き状況により受入れとなります。 ・ 午前 8 時から午後 5 時まで。日額：500 円 ・ (増田、増田西、那智が丘児童センターで受入れ) ・ 事前利用申請が必要です。(①土曜登録の場合就労証明書が必要。)
6	長 期 休 業 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前 8 時から午後 6 時まで利用可。 ※事情により本館を利用する場合があります。 ※利用する場合は別途利用申請書・就労証明書が必要(有料) ※受入れ期間開始以降のキャンセルはできません。
7	地域活動クラブ等の年会費等	・ 別途お知らせします。
8	学校からの直接利用	・ 利用できます。
9	出 欠 の 確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館時所定の場所でチェックし、職員が確認します。 ・ 欠席と早退時等保護者からの連絡が必要です。
10	習 い 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後学校から直接習い事に行き、午後 4 時 20 分(11 月～2月は午後 4 時)まで来館の場合は、利用できます。 ・ 上記の時間を過ぎた場合は、大人の方の送りが必要。 ・ 放課後児童クラブを利用してから習い事に行った場合は、<u>習い事終了後からの利用は基本的にできません。</u>(中抜け)
11	かばん・くつ置き場	・ 個別用あり
12	一斉下校時の利用について	・ 利用できます。＜感染症による場合は <u>利用できません。</u> >
13	集団下校時(訓練含)の利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できます。 ＜希望があれば兄弟も利用できます。＞
14	引き渡し時の利用について	・ <u>利用できません。</u> ＜訓練後は利用できます。＞
15	災害や感染症による休校日の利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の場合(台風・大雪等) 保護者等の送迎が可能で、直接、職員に引き渡しの場合利用できます。ただし、大規模災害等の場合はこの限りではありません。 ・ 感染症の場合 <u>利用できません。</u>
16	登校時間が遅い場合(災害や感染症等)	・ <u>登校前は利用できません。</u>
17	新 1 年 生 の 4 月 1 日 からの利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブに登録済みであれば利用できます。 ※登録児童以外：利用する場合は別途利用申請(長期：学年始)が必要(有料)です。 午前 8 時～午後 6 時まで利用可

